

帯広市障害者活躍推進計画

令和 2 年 3 月 策定

具体的な計画の内容（具体的な推進事項）

機関名	帯広市
任命権者	帯広市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
帯広市における障害者雇用に関する状況及び課題	<p>帯広市においては、平成30年において、市長部局における法定雇用率が未達成であったため、平成31年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行い、令和元年6月1日時点では、前年に達成していた教育委員会部局及び水道部局に加え、すべての部局で法定雇用率を達成している。</p> <p>多くの国及び地方公共団体の機関において明らかになった障害者雇用率制度での対象障害者の不適切な計上もなく、適正な事務の執行がなされていることや直近の法定雇用率の達成状況を鑑みると、概ね順調と考えているが、令和2年度からの会計年度任用職員制度の開始にあたり、これまで障害者雇用率の算定対象となっていない多くの職員がその対象となる見込みであり、障害者である職員の活躍と持続的な法定雇用率達成のためには、更なる体制整備や各種取組が必要であると考える。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） (各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用者数又は法定雇用率を満たすこと (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率 市長部局 2.75%、教育委員会部局 2.06%※、水道部局 3.87% ※必要人数の小数点以下切捨てにより法定雇用者数を満たしている (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない (評価方法) 每年の任免状況通報のタイミングで、人事記録等を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
③ 満足度に関する目標	<p>【満足度の全体評価】令和2年調査の数値を下回らない (評価方法) 每年6月時点では在籍している障害者に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理。 ※機関（任命権者）別の公表は、特に小規模な機関において障害者の個人情報が特定されるおそれがあるため、帯広市全体としての目標を設定するもの。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として職員監を選任。 ○令和2年8月までに、障害者雇用推進者、財政担当部署の責任者、各任命権者の組織・定員管理を担当する部署の責任者等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」を設置するとともに、障害者である職員に参画を呼びかける。

		<p>○「障害者雇用推進チーム」については第1回を令和2年8月までに開催するとともに、原則として年1回以上開催し、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
	(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者又は選任予定の者について、北海道労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	<p>○障害者から定期的にアンケート調査等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
	(2) 募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他		
		<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○民間事業主における障害者の活躍を促進するため、法定雇用率以上の対象障害者を雇用していること等を、工事入札に関わる格付け等の算定において加点する。</p>